

佐賀県告示第 195 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション タンポポ	杵島郡江北町惣領分 2420 番地 1	令和元年 8 月 1 日
黒川整形外科クリニック	嬉野市嬉野町大字下宿乙 2367 番地 11	令和 2 年 1 月 1 日
佐賀駅南クリニック	佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号 SONIC 佐賀駅前ビル 6 階	〃
まつした耳鼻咽喉科クリニック	佐賀市北川副町大字光法 1484 番地 1	〃
おおいし脳・神経リハ クリニック	佐賀市鍋島町森田 605 番地 5	〃
医療法人たなか内科クリニック	伊万里市新天町 620 番地 5	令和 2 年 2 月 1 日
こいけクリニック	佐賀市兵庫北二丁目 19 番 12 号	〃
訪問看護ステーション むく	唐津市浜玉町大江 49-1	令和 2 年 3 月 1 日
川副ひまわり薬局	佐賀市川副町鹿江 628-3	〃